

一般財団法人 大阪建築防災センター建築確認検査機構

確認検査業務約款

制定年月日 平成11年 7月 1日

最終改定年月日 平成27年10月 26日

番号OR-02-01号

(責務)

第1条 建築主、設置者又は築造主（以下「甲」という。）及び一般財団法人大阪建築防災センター（以下「乙」という。）は、建築基準法（以下「法」という。）並びにこれに基づく命令及び条例を遵守し、この約款（申請書、引受承諾書及び引受証を含む。以下同じ。）及び「一般財団法人大阪建築防災センター建築確認検査機構確認検査業務規程」（以下「規程」という。）に定められた事項を内容とする契約（以下「この契約」という。）を履行する。

2 乙は、善良なる管理者の注意義務をもって、引受承諾書又は引受証に定められた業務を次条に規定する日（以下「業務期日」という。）までに行わなければならない。

3 乙は、甲から乙の業務の方法について説明を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。

4 甲は、別に定める「一般財団法人大阪建築防災センター建築確認検査機構確認検査業務手数料規程」に基づき算定され、引受承諾書又は引受証に定められた額の手数料を、第3条に規定する日（以下「納入期日」という。）までに納めなければならない。

5 甲は、この契約に定めのある場合、又は乙の請求があるときは、乙の業務遂行に必要な範囲内において、引受承諾書又は引受証に定められた業務の対象（以下「対象建築物等」という。）の計画、施工方法その他必要な情報を遅滞なくかつ正確に乙に提供しなければならない。

6 甲は、乙が業務を行う際に、対象建築物等、対象建築物等の敷地又は工事場に立ち入り、業務上必要な調査又は検査を行うことができるよう協力しなければならない。

7 甲は、乙の確認検査業務において、対象建築物等の計画に関し乙の審査において必要と認められる追加説明等の求め又は不備や不明確な点等の指摘に対し、速やかに補正や追加説明等の措置をとらなければならない。乙が期限を明示した場合は、当該期限内にこれを行わなければならない。完了検査申請における追加説明書等必要な措置についても同様とする。

(業務期日)

第2条 乙の業務期日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期日とする。

(1) 確認審査業務 引受承諾書に定める日

- (2) 中間検査業務 引き受けた日又は引受証に定める特定工程工事終了（予定）日の遅い日から7日以内
- (3) 完了検査業務 引き受けた日または引受証に定める工事完了（予定）日の遅い日から7日以内
- (4) 仮使用認定業務 引受承諾書に定める日

2 乙は、甲が第2条第5項から第7項に定める責務を怠ったとき、その他乙の責めに帰することができない事由により、業務期日までに業務を完了することができない場合には、甲に対しその理由を明示の上、業務期日の延長を請求することができる。この場合において、必要と認められる業務期日の延長その他の必要事項については甲乙協議して定める。

（確認検査手数料の支払期日及び方法）

第3条 甲は確認検査業務手数料規程に定める、確認の申請手数料、中間検査の申請手数料、完了検査の申請手数料又は仮使用認定の申請手数料を、引受承諾書又は引受証交付までに、現金又は銀行振り込み（写し提出）により支払うものとする。ただし、管理営業部受付は別の支払方式によることができる。

（確認審査中の計画変更）

第4条 甲は、確認済証の交付前までに甲の都合により対象建築物等の計画を変更する場合は、速やかに当初の計画に係る確認の申請を取り下げ、別件として改めて乙に確認の申請をしなければならない。

2 前項の申請の取り下げがなされた場合は、次条第2項の契約解除があったものとする。

（甲の解除権）

第5条 甲は、次の各号の一に該当するときは、乙に書面をもって通知してこの契約を解除することができる。

- (1) 乙が、正当な理由なく、業務期日までに業務を完了せず、またその見込みのない場合
- (2) 乙が、この契約に違反したことにつき、甲が相当期間を定めて催告してもなお是正されないとき

2 前項に規定する場合のほか、甲は、乙の業務が完了するまでの間、いつでも乙に書面をもって申請を取り下げる旨を届け出てこの契約を解除することができる。この場合においては、乙は業務を中止し、提出された申請関係図書を甲に返却する。

3 第1項の契約解除の場合、甲は、手数料の返還を乙に請求することができる。またその契約解除によって、乙に生じた損害について、その賠償の責めに任じないものと

する。

- 4 第1項の契約解除の場合、前項に定めるほか、甲は、損害を受けているときは、その賠償を乙に請求することができる。
- 5 第2項の契約解除の場合、乙は、手数料を甲に返還しない。
- 6 第2項の契約解除の場合、前項に定めるほか、乙は、損害を受けているときは、その賠償を甲に請求することができる。

(乙の解除権)

- 第6条** 乙は、甲がこの契約に違反したことにつき、乙が相当期間を定めて催告してもなお是正されないときは、甲に、書面をもって通知してこの契約を解除することができる。
- 2 前項の契約解除の場合、乙は、手数料を甲に返還しない。また、乙は、その契約解除によって甲に生じた損害について、その賠償の責めに任じないものとする。
 - 3 第1項の契約解除の場合、前項に定めるほか、乙は、損害を受けているときは、その賠償を甲に請求することができる。

(計画の特定行政庁への通知)

- 第7条** 乙は、この契約を締結した後、対象建築物等(建築物に限る)の計画の概要を、建築場所の特定行政庁へ報告する。
- 2 前項の報告によって甲に生じた損害については、乙はその賠償の責めに任じないものとする。

(秘密保持)

- 第8条** 乙は、この契約に定める業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

(損害賠償)

- 第9条** 甲及び乙はこの契約に定める業務に関して発生した損害に係る賠償額を相手方に請求することができる。ただし、その損害賠償請求額の上限を申請手数料の10倍までとする。

(別途協議)

- 第10条** この契約に定めのない事項及びこの契約の解釈につき疑義を生じた事項については、甲乙信義誠実の原則に則り協議のうえ定めるものとする。